

第5期第1回横浜市子ども・子育て会議〔放課後部会〕

日時：令和2年12月11日（金）

10：00～11：30

場所：横浜市開港記念会館 1号会議室

議事次第

- 1 開会
- 2 青少年部長あいさつ
- 3 委員自己紹介
- 4 事務局紹介
- 5 議事
- 6 閉会

【配布資料】

- | | |
|-----|-------------------------------|
| 資料1 | 横浜市子ども・子育て会議 放課後部会委員名簿 |
| 資料2 | 横浜市子ども・子育て会議 放課後部会事務局名簿 |
| 資料3 | 横浜市子ども・子育て会議条例 |
| 資料4 | 横浜市子ども・子育て会議運営要綱 |
| 資料5 | 放課後キッズクラブ事業の見直し |
| 別紙 | 放課後キッズクラブ事業 質の向上に向けた取組 ロードマップ |

横浜市子ども・子育て会議 放課後部会 委員名簿

◎: 部会長 ○: 職務代理者
 【敬称略 50音順(委員及び臨時委員ごと)】

	所 属 ・ 役 職 等	委 員	備 考
1	文教大学人間科学部 准教授	○ あおやま てっぺい 青山 鉄兵	
2	千葉敬愛短期大学 学長	◎ あかし よういち 明石 要一	
3	横浜市PTA連絡協議会 副会長	いづか のぼる 飯塚 昇	
4	市民委員	いけだ ひろひさ 池田 浩久	
5	横浜市青少年指導員連絡協議会 委員	へんみ しんいち 辺見 伸一	
6	横浜市民生委員児童委員協議会 栄区主任児童委員連絡会 代表	みやざき りょうこ 宮崎 良子	
7	横浜市小学校長会 副会長	おがた かつゆき 緒方 克行	臨時委員
8	横浜市子ども会連絡協議会 会長	まつもと ゆたか 松本 豊	臨時委員
9	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長	みやなが ちえこ 宮永 千恵子	臨時委員

※任期は令和4年10月31日まで

横浜市子ども・子育て会議 放課後部会 事務局名簿

所 属	氏 名
こども青少年局	
青少年部長	遠 藤 寛 子
放課後児童育成課長	松 原 実 千 代
放課後児童育成課担当係長	大 岩 真 人
放課後児童育成課担当係長	北 川 博 之
放課後児童育成課担当係長	唐 澤 英 和
放課後児童育成課担当係長	田 邊 吉 広
企画調整課長	谷 口 千 尋
企画調整課企画調整係長	三 堀 浩 平
青少年育成課長	金 子 利 恵
青少年育成課担当係長	富 田 倫 子
教育委員会事務局	
教育政策推進課 担当課長	石 田 恵 実 子
教育政策推進課 担当係長	大 濱 隼

(平成 27 年 4 月 1 日施行版)

横浜市子ども・子育て会議条例

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。)第 77 条第 1 項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。)第 25 条等の規定に基づき、横浜市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 支援法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理すること。
 - (2) 認定こども園法第 17 条第 3 項、第 21 条第 2 項及び第 22 条第 2 項並びに横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例(平成 26 年 9 月横浜市条例第 46 号)第 4 条の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。
 - (3) その他支援法第 6 条第 1 項に規定する子ども等に係る施策に関し市長が必要と認める事項を調査審議すること。
- 2 支援法第 61 条第 1 項の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画は、次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村行動計画と一体のものとして策定し、及び評価するため、子育て会議は、当該市町村行動計画の策定及び当該市町村行動計画の実施状況に係る評価についての調査審議を併せて行うものとする。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、支援法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第 5 条 市長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 子ども・子育て会議に委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 子ども・子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が行う。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第 8 条 子育て会議に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。
- 5 第 6 条第 3 項の規定は部会長の職務について、前条(第 1 項ただし書を除く。)の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第 6 条第 3 項並びに前条第 1 項本文及び第 3 項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第 6 条第 3 項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第 2 項及び第 3 項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第 9 条 委員長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 10 条 子育て会議の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- (委員の任期の特例)
- 2 第 3 条第 2 項の規定により平成 27 年 4 月 1 日に任命される委員の任期は、第 4 条第 1 項本文の規定にかかわらず、同日から平成 28 年 10 月 31 日までとする。

附 則 (平成 26 年 9 月条例第 59 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 66 号)の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 横浜市子ども・子育て会議条例第 1 条に規定する子育て会議は、この条例の施行の日前においても、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 17 条第 3 項の規定によりその権限に属させられる事項について、この条例による改正後の横浜市子ども・子育て会議条例の規定の例により、調査審議することができる。

附 則 (平成 27 年 2 月条例第 12 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)の施行の日から施行する。ただし、附則を附則第 1 項とし、同項に見出しを付し、附則に 1 項を加える改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市子ども・子育て会議運営要綱

制定 平成 27 年 3 月 5 日 こ企第 1019 号（局長決裁）
最近改正 平成 28 年 11 月 1 日 こ企第 310 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市子ども・子育て会議条例（平成 25 年 3 月横浜市条例第 18 号。以下「条例」という。）に基づき設置される、横浜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（部会）

第 2 条 子育て会議は、条例第 8 条に基づき次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称	調査審議事項
子育て部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
保育・教育部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係） 2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認及び利用定員の設定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係） 3 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係） 4 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 5 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 6 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 7 子ども・子育て支援法に係る支給認定、利用者負担額等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係）
放課後部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
青少年部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）

- 2 部会は、必要に応じ部会長が招集する。
- 3 保育・教育部会における次の事項の決定は、子育て会議の決定とみなす。ただし、次回の子育て会議に報告しなければならない。
 - (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係）
 - (2) 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係）
 - (3) 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係）
 - (4) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事（条例第 2 条第

1 項第 3 号関係)

(5) 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事 (条例第 2 条第 1 項第 3 号関係)

(委員長又は部会長の専決事項)

第 3 条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、子育て会議を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の子育て会議に報告しなければならない。

2 第 1 項の規定は、第 2 条第 3 項について、部会長に準用する。

(会議の公開)

第 4 条 横浜市に保有する情報の公開に関する条例 (平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号) 第 31 条の規定により、子育て会議 (部会の会議を含む。) については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第 5 条 委員長又は部会長は、子育て会議又は部会の会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第 6 条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

放課後キッズクラブ事業の見直し

令和2年12月11日 子ども・子育て会議 放課後部会

部会の内容

- 1 これまでの部会のおさらい
- 2 見直しの方向性に関するアンケートの結果
- 3 見直しの方向性 まとめ
- 4 今後の取組（ロードマップについて）
- 5 その他（運営法人の再選定手法の見直し）

1 これまでの部会のおさらい

放課後キッズクラブの概要

		放課後子供教室(利用区分1)	放課後児童健全育成事業(利用区分2)
役割		遊びの場	遊びの場+生活の場
利用条件		当該小学校に通学している児童及び当該小学校区に居住している児童	「放課後子供教室」の条件に加え、 <u>留守家庭児童</u> であること。
利用時間		平日:放課後～ <u>17時まで</u> 土曜日及び学校休業日: 8時30分～ <u>17時まで</u>	平日:放課後～ <u>19時まで</u> 土曜日及び学校休業日: 8時30分～ <u>19時まで</u>
利用料		無料	月額5,000円+おやつ代
登録 人数	H31年4月 【294クラブ】	68,949人	8,566人
	R2年4月 【340クラブ】	48,492人	14,013人
所管省庁		文部科学省	厚生労働省

放課後部会での検討状況について

1回目(令和2年7月16日)	キッズクラブの現状、見直しの必要性、検討の視点
2回目(令和2年9月7日)	見直しの方向性の検討
3回目(令和2年10月26日)	見直しの方向性の検討
4回目(令和2年12月11日)	見直しの方向性 まとめ

放課後部会での検討状況について

1回目(令和2年7月16日)	
内容	事業見直しの必要性や現状、検討の視点について議論
主なご意見	<ul style="list-style-type: none">・5か所以上運営している法人がある一方で、1か所や2か所しか運営していない地域が立ち上げた法人も多い。運営に格差が生じないように、今後サポートをしていく必要がある。・キッズクラブは1～3年生の利用が圧倒的に多く、高学年が体育館などで授業をしている時間のキッズルームは非常に児童が多い。そのスペース確保が課題だと感じる。・キッズクラブの運営には、人材の確保が欠かせないので、制度面でのバックアップを市にはお願いしたい。・全ての運営法人で情報交換を行ったほうが、お互い切磋琢磨できるのではないかと思う。また、児童の入退室のシステムも、全てのキッズクラブでできるとよいと思う。・スタッフ研修の中には、障害児に関する研修もあるので、とてもありがたいと感じている。・人材育成としての研修は、職員も忙しく研修会場への行き来にも時間を要する場合もある。研修だけを増やすのではなく、OJTを強化する必要がある。

見直しの方向性

①「生活の場」の充実

留守家庭児童等に「生活の場」を提供し健全な育成を行うため、学習時間を設けることや、おやつ時間の前倒しを行うことで、生活リズムを身に付けることができるよう支援を強化します。また、区分2の中に利用ニーズに対応した短時間利用の料金設定とする「新区分」を創設します。

②「遊びの場」の充実

キッズクラブを利用する全ての子どもたちに、より一層充実した体験・創作活動等を提供できるよう、プログラムの内容・実施回数等を底上げします。

③「新しい生活様式」等への対応

猛暑時の熱中症予防や、新型コロナウイルス感染症の中においても、児童が安全に過ごすことができる居場所とするために、多くの児童の受入が困難な場合は、「遊びの場」である区分1の利用は制限することとします。

④運営法人の安定化に向けた支援

職員がしっかりと児童に向き合うことができ、生き生きと働くことができるよう、補助金事務や制度の運用の見直し、一層の「人材の確保」や「人材育成」の支援等、質の向上と事務の効率化を図ります。

⑤現行区分の見直し・役割の明確化

「遊びの場」である区分1の利用は午後4時まで短縮するとともに、「遊びの場」としての利用がほとんどない土曜日の区分1は廃止し、区分2のみの利用とします。

1 これまでの部会のおさらい

		現状		見直しの方向性(下線が変更点)		
		放課後子供教室 区分 1	放課後児童健全育成事業 区分 2	放課後子供教室 区分 1	放課後児童健全育成事業 新区分	区分 2
役割		遊びの場	遊びの場+生活の場	遊びの場 (充実)	遊びの場 <u>(充実)</u> +生活の場 <u>(充実)</u>	
利用時間	平日	放課後～午後 5 時	放課後～午後 7 時	放課後～ <u>午後 4 時</u> (コ ロナや猛暑等の状況 下では利用制限も) ※	放課後～ <u>午後 5 時</u>	放課後～午後 7 時
	土・ 長期 休業 日	午前 8 時 30 分～ 午後 5 時	午前 8 時 30 分～ 午後 7 時	①土：原則廃止 ②長期休業日： <u>1～2 時間程度</u>	午前 8 時 30 分～ <u>午後 5 時</u>	午前 8 時 30 分～ 午後 7 時

※ 令和 2 年 7 月以降は感染防止を踏まえて、区分 1 は最大 90 分、利用制限を行うなど限定的に実施中

放課後部会での検討状況について

2回目(令和2年9月7日)	
内容	質の向上に向けた取組の方向性について議論
主なご意見	<ul style="list-style-type: none">・区分1の利用時間の前倒し(17時→16時)や土曜の区分1利用廃止については、関係者等へのアンケートを実施するなどして進めて欲しい。・区分1の遊び場利用が16時までとなる場合、高学年が利用しづらくなるという課題がある。・コロナ禍で遊び場利用である区分1は、利用が制限されており、利用しづらいという意見も聞いているので、見直しによって、生活の場利用の中に新区分ができることについては、期待をしている。・有料の新区分を設けた場合、経済的なことを考えて、新区分の登録をためらう方もいるのではないかと。困っている方を念頭に見直しを検討してほしい。・地域が立ち上げた法人が運営しているところが多く存在するところに横浜市のキッズクラブ事業の特色があると思う。安定的な運営については、そうした地域立上げの法人を意識した支援策ができたらいと思う。・質の向上のためには、やはり人材の確保と、現場業務負担の軽減のために行政でのバックアップをお願いしたい。

放課後部会での検討状況について

3回目(令和2年10月26日)

内容	質の向上に向けた取組の方向性について議論
主なご意見	<ul style="list-style-type: none">・高学年にキッズクラブが選ばれていない実態として、大人が見守るキッズクラブで遊びたくないと感じるのは、児童の成長過程においては自然なことのようにも思われる。・今後は、高学年が主体的にかかわれる活動や役割をキッズクラブの中に創出する取組が必要なのではないかと感じる。・家庭の中で地域を意識することが減っている。地域行事に参加すると主体的に交わる意識が芽生えていくため、プログラム内容を検討する際の視点に加えるとよい。・新区分を創設することでの運営法人や現場スタッフの負担にならないよう、クラブの実態に合わせた柔軟な対応も必要であるが、利用者にとって不公平感がないものとするために、市で一定のルールを定めることが必要である。

【参考】横浜市子ども・子育て会議〔総会〕への報告

令和2年11月10日(新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ書面開催)

いただいた
ご意見

・放課後キッズクラブが拡充され、多くの学校で利用できるようになったことは、保護者としてとてもありがたいことですが、禁止事項が多くのおびのび遊べなかったり、同じ保育園上がりの子でグループができて和に入りづらいといった問題があり、行きたくなくなってしまう子が少なからずいます。運営法人同士でお互いの行っている工夫を情報交換するなど、より良い場作りができることを期待します。

2 見直しの方向性に関するアンケートの結果

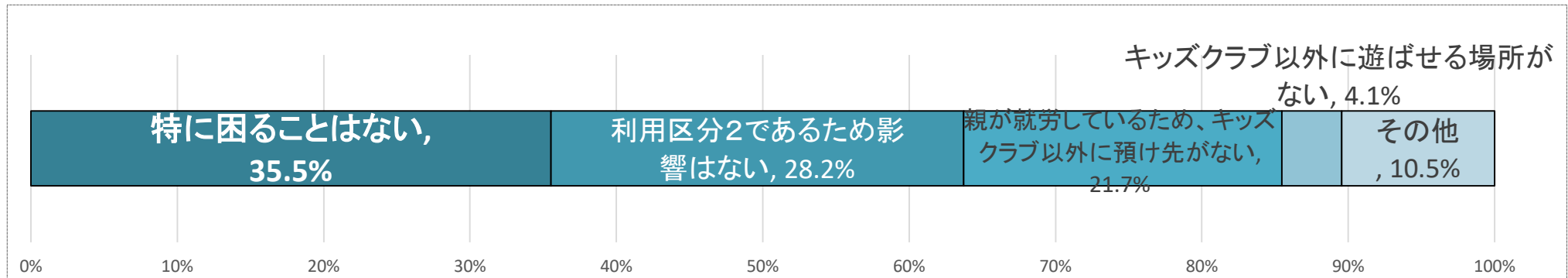
放課後キッズクラブの質の向上に向けた取組の方向性について、今後の議論の参考とするために、利用者・運営法人・学校の3者に対してアンケートを実施しました。

対象	①利用者向け	②運営法人向け	③学校向け
実施期間	10月12日～10月28日	10月12日～11月1日※ (※10月28日から延長)	10月12日～11月1日※ (※10月28日から延長)
実施方法	見直しの方向性をまとめた資料を確認した後に、アンケートに回答		
	キッズクラブを經由してキッズクラブを利用する保護者へ依頼 (メール配信、掲示、キッズ通信への掲載等)	115の運営法人に依頼	340の学校長に依頼
回答数	6,339件	92法人	333校

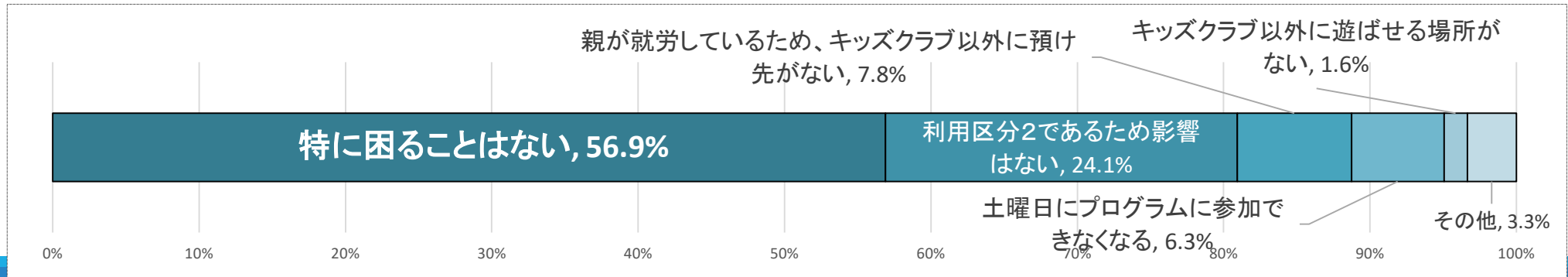
2 見直しの方向性に関するアンケートの結果

① 利用者向けアンケート

(1) 区分1の利用時間が午後5時から午後4時に短縮された場合に何が困りますか。(n=6,339)



(2) 区分1の土曜日の利用が廃止になった場合に何が困りますか。(n=6,339)



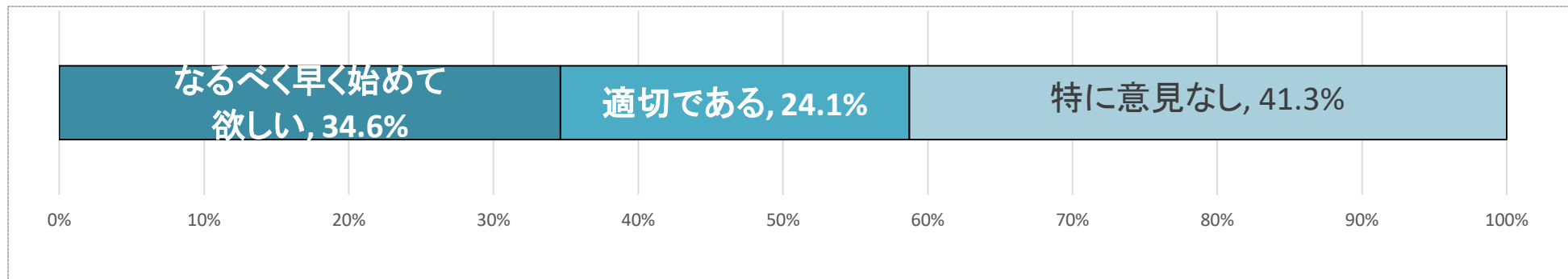
2 見直しの方向性に関するアンケートの結果

① 利用者向けアンケート

(3) 新区分を利用する場合、1か月の利用料(おやつ代を除く)として、いくらが妥当ですか。(n=6,339)

	1,000円程度	2,000円程度	3,000円程度	4,000円程度
安い	42.5%	17.1%	3.8%	1.5%
妥当である	44.2%	40.5%	25.9%	7.9%
高い	13.3%	42.4%	70.3%	90.6%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

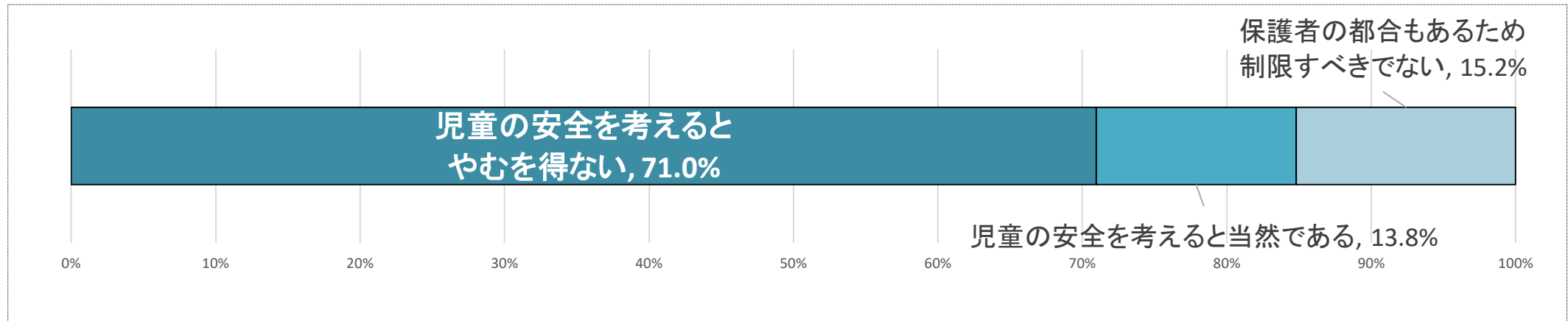
(4) 新区分の導入を4年度からとすることについてどう思いますか。(区分2のみ回答(n=2,414))



2 見直しの方向性に関するアンケートの結果

① 利用者向けアンケート

(5) 新型コロナウイルス感染防止対策として、現在区分1の利用を制限していることについてどう思いますか。(n=6,339)



2 見直しの方向性に関するアンケートの結果

② 運営法人向けアンケート

運営法人として、見直しの方向性についてどう評価しますか。

選択肢	法人単位		【参考】 法人が運営しているクラブ単位	
	回答数	構成率	回答数	構成率
良いと思う	7	7.6%	8	2.6%
おおむね良いと思う	54	58.7%	245	78.5%
良くないと思う	27	29.3%	54	17.3%
特に意見はない	4	4.3%	5	1.6%
合計	92	100.0%	312	100.0%

② 運営法人向けアンケート

「良くないと思う」と回答した法人の主な意見

◆「遊びの場」の減少に関すること

- ・プログラムやイベントなどが実施できなくなってしまう。
- ・子どもの遊びの場が少なくなってしまう。“「遊びの場」の充実”と矛盾している。
- ・区分1を軽視している。

◆現場等の負担に関すること

- ・新区分ができることにより事務が煩雑になることが予想される。
- ・はまっ子ふれあいスクールからキッズクラブに転換されてから日が浅いため、現場や保護者が混乱する。
- ・見直しにより区分1の利用児童が少なくなることが見込まれるため補助金が減額となる。

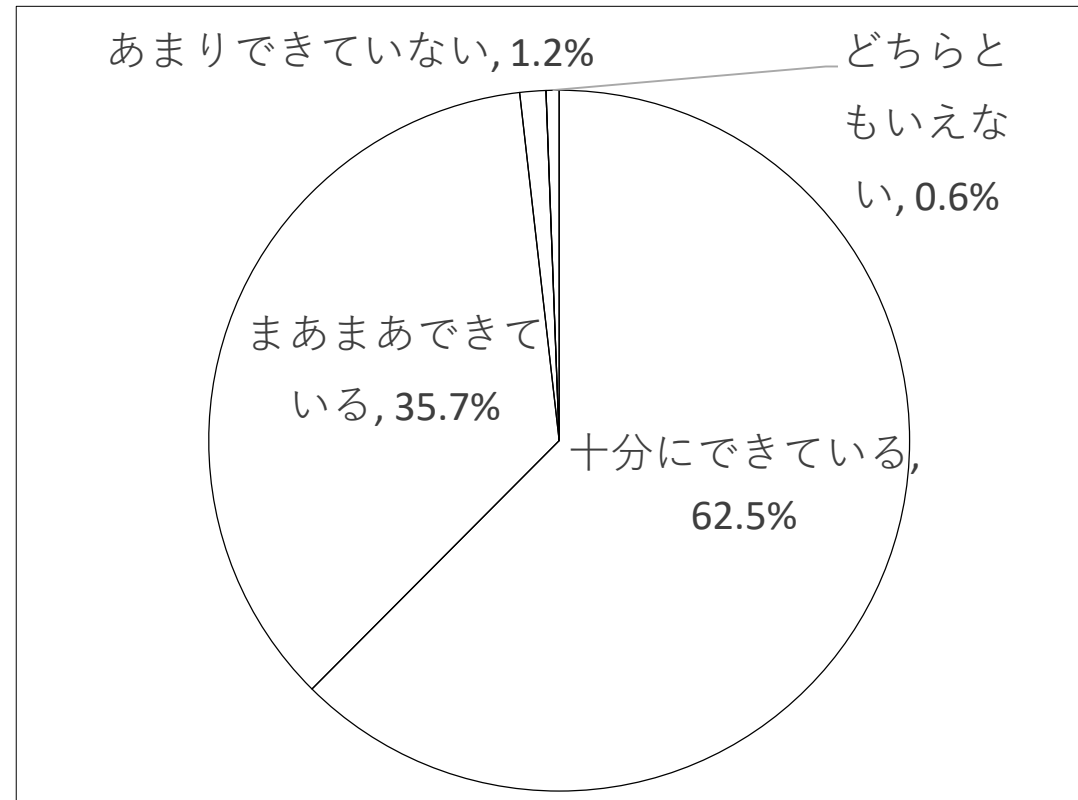
◆その他

- ・宿題を必ずキッズでやらせるようなニュアンスにならないようにしてほしい。学習塾とは違うことをきちんと保護者に理解していただきたい。
- ・現状の制度で不都合を感じていない。

2 見直しの方向性に関するアンケートの結果

③ 学校向けアンケート

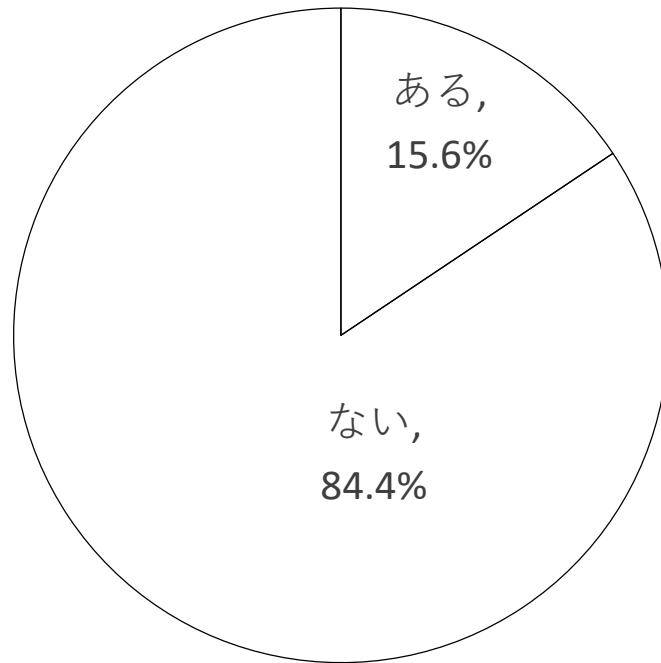
(1) 貴校の放課後キッズクラブは、学校と連携が取れていますか。



2 見直しの方向性に関するアンケートの結果

③ 学校向けアンケート

(2) 放課後キッズクラブの見直しの中で、「遊び場」利用である区分1の利用時間を午後4時までとすることを検討しています。これについて学校に影響はあると考えますか。



【「ある」と回答したその理由】

- ◆ 学校の懇談会・説明会等を行う際に、区分1で預ける保護者が多いため、子どもを預けることができないという相談は増えるのではないかと。
- ◆ 今でもキッズクラブの部屋が広くはないので、活動場所の確保を考えなくてはならない。
- ◆ 区分の見直しについて、学校に様々な問い合わせが来ることを予想される。保護者にはキッズと学校の区別がつかない方も少なくない。
- ◆ 17時まで利用していた児童の放課後の過ごし方が変わり、生活リズムや体力面、友達関係などにも影響が出ると考えられるため。
- ◆ 6校時までである高学年の利用児童が一層減少し、異学年間での交流、関係づくりが弱まることは、学校運営上も望ましいことではない。

3 見直しの方向性 まとめ

(1) 見直しの方向性からの変更点

ア 区分1の利用時間

午後5時から午後4時への変更にあたり、プログラムが午後4時を超えてしまう場合には、一定の基準を設けた上で例外的に午後4時30分まで延長できるものとしします。

イ 土曜日の区分1の利用

「遊びの場」としての利用がほとんどない土曜日の区分1は廃止しますが、地域や保護者と連携したプログラムに限り、基準を設けた上で例外的に実施できることとしします。

【ア・イ共通】プログラムの特例は、平日は午後4時30分まで週1日(月4～5日)程度です。土曜日は、月1回程度で、午前9時～午後4時30分の間です。なお、プログラムに事前予約や定員を設けることは差支えありません。

ウ 見直し時期

利用者のニーズや、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、新区分の創設については令和3年度から先行して実施します。

3 見直しの方向性 まとめ

(2) 新区分について

ア 内容

留守家庭児童等に午後5時まで「生活の場」を提供し健全な育成を行います。

イ 利用料

(ア)利用者負担の考え方

全ての児童を対象とした「遊びの場」(区分1)の活動は、従来通り無料です。

留守家庭児童を預かる「生活の場」は、保護者の就労支援であるため、利用者負担を求めます。求めるべき利用者負担については、放課後部会でのご意見、区分2の利用料との整合性、減免制度などを踏まえ設定することとします。

(イ)利用料

新区分の月額の利用料は、2,000円(別途おやつ代(実費程度))とします。また、新区分の利用者が午後5時以降も利用する場合の一時利用料は400円/回とします。

なお、生活保護世帯と市民税所得割非課税世帯については、現行の減免制度を活用することで、月額の利用料は無料とします。

3 見直しの方向性 まとめ

(2) 新区分について

ウ 利用区分の名称について

見直しに伴い、区分の名称を分かりやすく、かつ、事業の役割を理解してもらえるものにします。

現行	新たな名称	考え方
区分1	わくわく(区分1)	遊びの場として誰もが楽しみながら過ごせる居場所
新区分 区分2	すくすく:ゆうやけ(区分2A) すくすく:ほしぞら(区分2B)	留守家庭児童等の生活の場として児童が成長する居場所

外国につながる家庭も増えているため、共通認識を持ちやすい区分1、区分2の表記は残します。

3 見直しの方向性 まとめ

令和3年度の見直しの全体像

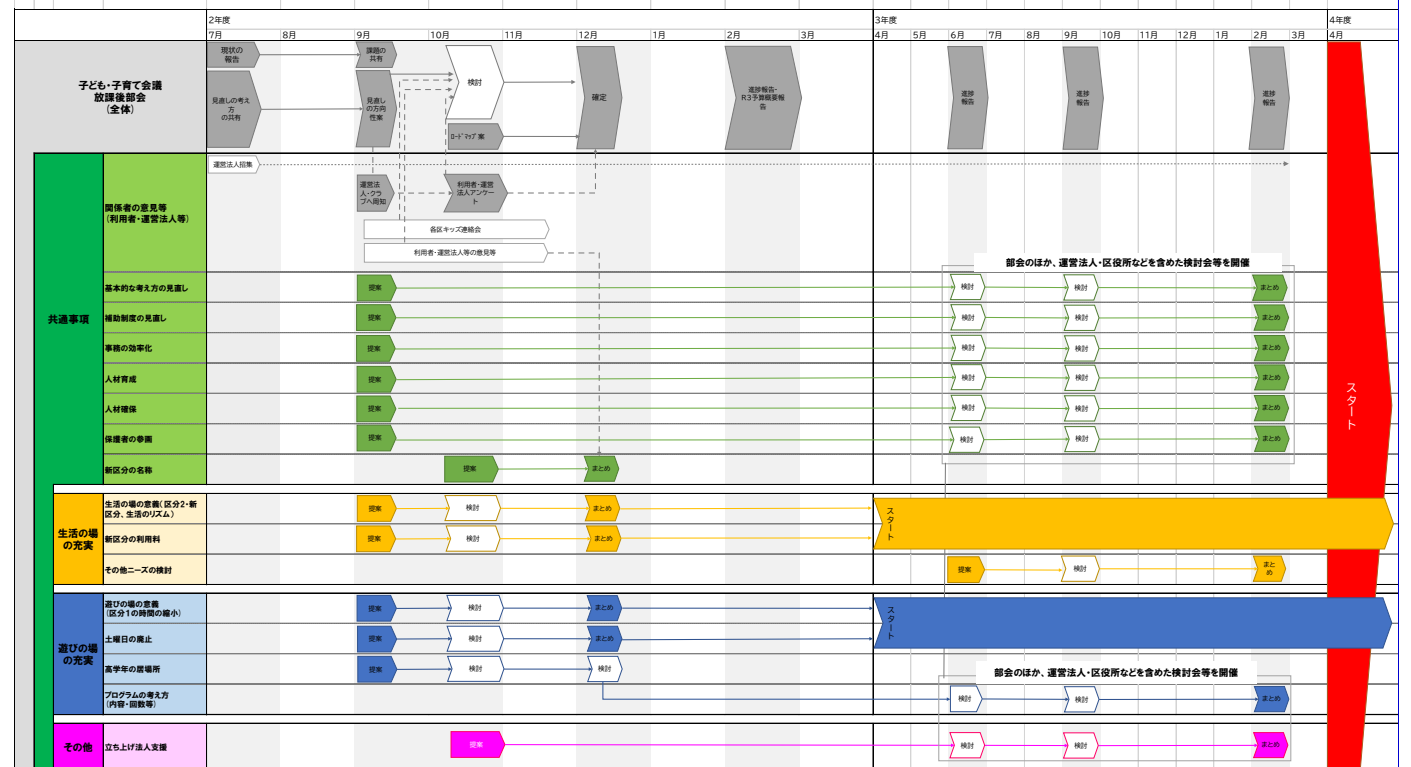
		現状		見直し後		
		放課後子供教室 (区分1)	放課後児童健全育成事業 (区分2)	放課後子供教室 (区分1 : わくわく)	放課後児童健全育成事業 (すくすく)	
役割		遊びの場	遊びの場+生活の場	遊びの場	遊びの場+生活の場	
利用条件		当該校に通学している児童及び当該校区に居住している児童	「放課後子供教室」の条件に加え、留守家庭児童であること。	当該校に通学している児童及び当該校区に居住している児童	「放課後子供教室」の条件に加え、留守家庭児童等であること。	
利用時間	平日	放課後～午後5時まで	放課後～午後7時まで	放課後～ <u>原則午後4時まで</u> (コロナや猛暑等の状況下では利用制限)	放課後～ <u>午後5時まで</u>	放課後～午後7時まで
	土・長期休業日	午前8時30分～午後5時まで	午前8時30分～午後7時まで	①土曜日： <u>原則廃止 (月1回程度プログラム実施)</u> ②長期休業日： <u>2時間程度</u>	<u>午前8時30分～午後5時まで</u>	午前8時30分～午後7時まで
利用料	月額	無料	月額5,000円+おやつ代	無料	月額2,000円+おやつ代	月額5,000円+おやつ代
	一時	800円+おやつ代	-	800円+おやつ代	<u>400円</u>	-

4 今後の取組(ロードマップについて)

◆継続して検討する内容(令和4年度に向けて実施)【別紙 ロードマップのとおり】

遊びの場の充実(プログラムの内容や考え方について)、人材の確保・育成等の支援による運営法人の安定化、地域立ち上げ法人への支援、アンケート結果でニーズの高い要望事項などについて検討し、事業の質の向上を図ります。

【別紙】放課後キッズクラブ事業 質の向上に向けた取組 ロードマップ



5 その他(運営法人の再選定手法の見直し)

【現状】

○放課後キッズクラブ運営法人の再選定については、現在キッズクラブを運営する法人が継続を希望する場合、その5年間の実績を踏まえて運営継続の可否を審査することとしています。

時期	内容
4年目の年	①放課後キッズクラブ運営継続希望の意向確認(区⇒法人)【1月頃】 ※継続希望→再選定手続き、継続希望なし→公募
	②評議会の開催(法人)【2月頃】 …次期5か年の運営継続の意向について報告
	③保護者アンケート実施依頼(区⇒法人)【2月頃】
(運営継続希望の場合)	
5年目の年	④法人説明会(局)、アンケート分析(区)【6月】
	⑤申請書類提出(法人⇒区)【7月】
	⑥選定検討会の実施(区・法人)【7月末から8月】
	⑦再選定の可否(区)【9月】

5 その他(運営法人の再選定手法の見直し)

【課題】

- 現行の再選定手法では、一度選定された法人が永続的に再選定される可能性が高いため、新たな法人が参入することが難しく、公平性の観点からも課題があります。
- 子どもたちの放課後の居場所がより豊かなものとなるよう、事業者間の競争性を確保し、質の向上を目指す必要があります。

【見直しの方向性】(平成29年度 放課後部会で報告)

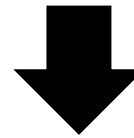
- 運営法人の再選定について、広く様々な法人が参加できる機会を設けます。
- 制度変更の時期については、全校転換や運営法人への周知期間を踏まえて検討します。

再選定手法の見直しについて

【見直しの内容】

- ①令和8年度以降は、公募により運営法人の選定を行います。
- ②令和3年度から7年度は、経過措置として現行の一件審査は継続できることとするものの、評価項目の追加や評価基準を明確化するなど、再選定の手法を見直します。

選定期間	令和3～7年度	令和8年度～
選定手法	再選定 (新たな評価基準)	公募



選定手法の見直しにより、子どもの健全育成や地域の実情を十分理解する安定した運営体制を有する運営主体が、安定的・継続的にキッズクラブの運営を担うことで、事業の更なる質の向上に繋がっていきます。

【別紙】放課後キッズクラブ事業 質の向上に向けた取組 ロードマップ

